

令和 8 年 4 月 3 日
消 防 庁

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等に対する 意見公募の結果及び改正政令等の公布

消防庁は、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等の内容について、令和 8 年 2 月 7 日から令和 8 年 3 月 9 日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、4 件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件を公布しましたのでお知らせします。

1 主な改正内容

以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）を改正するものです。概要については、別紙 1をご覧ください。

- （1）危険物施設の周囲に保有する空地に係る規制の見直し
- （2）危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離に係る規制の見直し
- （3）リチウムイオン蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る特例規定の整備
- （4）専門員が給油する場合に限り、航空機の原動機を停止させないで給油することができる航空機給油取扱所に係る規定の整備
- （5）航空機給油取扱所における添加装置の使用に係る規定の整備

2 意見公募の結果

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等の内容について、令和 8 年 2 月 7 日から令和 8 年 3 月 9 日までの間、意見を公募したところ、4 件の意見の提出がありました。

提出された意見及び総務省の考え方は、別紙 2のとおりです。

3 改正政令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、以下の改正政令等を令和 8 年 4 月 3 日に公布しました。

- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 115 号） 別紙 3
- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和 8 年総務省令第 60 号） 別紙 4
- ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和 8 年総務省告示第 181 号） 別紙 5



（事務連絡先）

消防庁予防課危険物保安室 石野、池田

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail:fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件について

令和 8 年 3 月
消防庁危険物保安室

「水素等の GX 新技術に係る危険物規制に関する検討会」、「リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制に関する検討会」、「リチウムイオン蓄電池に係る火災予防上の安全対策に関する検討会」及び「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の結論等を踏まえ、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号。以下「令」という。）、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号。以下「告示」という。）を改正する。

1. 改正内容

（1）危険物施設の周囲に保有する空地に係る規制の見直し【令第 9 条から第 11 条まで及び第 16 条、規則第 13 条及び第 14 条から第 16 条まで並びに告示第 2 条の 4 及び第 4 条の 2 の 2 から第 4 条の 2 の 2 の 3 まで関係】

危険物施設の周囲に保有する空地（以下「保有空地」という。）について、当該危険物施設の周囲に耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講じ、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設け、及び当該危険物施設の出入口等の周辺に消防活動のための空地を保有する場合には、I 及び II の要件を満たす範囲内において保有空地の幅を減じ、又は I 及び II の要件を満たすときに保有空地を保有しないことができるように規制の特例を拡大する。

- I 危険物施設で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により、当該危険物施設に隣接する建築物等の外壁等が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。
- II 危険物施設に隣接する建築物等で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により、当該危険物施設の外壁等が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。

（2）危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離に係る規制の見直し【規則第 12 条及び告示第 2 条の 3 関係】

危険物施設と高圧ガス施設等の間に設ける保安距離について、耐火構造の塀の設

置その他の防火上有効な措置を講じた場合には、I及びIIの要件を満たす距離を当該保安距離とすることができるように規制の特例を設ける。

- I 危険物施設で火災が発生するものとした場合において、当該危険物施設に隣接する高圧ガス施設等が以下の基準に適合すること。
 - ・ 当該火災の輻射熱により、当該高圧ガス施設等の外壁等が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。
 - ・ 当該火災の輻射熱により、当該高圧ガス施設等の保安に関する設備がその機能に支障を生じず、かつ、当該施設で製造し、貯蔵し、又は消費する高圧ガス等の温度及び圧力が過度に上昇しないこと。
- II 危険物施設に隣接する高圧ガス施設等で火災又は爆発が発生するものとした場合において、当該危険物施設が以下の基準に適合すること。
 - ・ 当該火災の輻射熱により当該危険物施設の外壁等が燃焼せず、かつ、当該火災の輻射熱又は当該爆発の爆風圧により当該危険物施設の外壁等が防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。
 - ・ 当該火災の輻射熱又は当該爆発の爆風圧により、当該危険物施設の保安に関する設備がその機能に支障を生じず、かつ、当該危険物施設で貯蔵し、又は取り扱う危険物の温度及び圧力が過度に上昇しないこと。

(3) リチウムイオン蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る特例規定の整備【令第16条及び第26条、規則第24条の12の2、第24条の12の3及び第34条並びに告示第68条の2の3関係】

リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所について、危険物を容器に収納せずに貯蔵できるように所要の規定の整備を行うとともに、当該屋外貯蔵所のうち、I～IIIの基準に適合するものは、令第16条第1項に掲げる規定の一部を適用しないこととする。

- I 危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備は、告示で定める基準に適合するキュービクル式のものとする。
- II 柵等の周囲に、幅3メートル以上の空地を保有すること。ただし、当該柵等から3メートル未満となる建築物の壁（出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合には、当該柵等から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。
- III 指定数量の100倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、冷却するための散水設備をその放射能力範囲が危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備を包含するように設けること。

(4) 専門員が給油する場合に限り、航空機の原動機を停止させないで給油することができる航空機給油取扱所に係る規定の整備

① 航空機給油取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【規則第 26 条関係】

規則第 26 条第 2 項及び第 3 項に定める基準のほか、以下の基準に適合する航空機給油取扱所は、航空機の原動機を停止させないで行う給油に係る業務について専門的知識及び技能を有する者（以下「専門員」という。）が給油する場合に限り、航空機の原動機を停止させないで給油することができることとする。

- ・ 航空機に直接給油するための空地は、給油中の航空機の排気が他の航空機の運航に支障を生じさせない広さを有すること。
- ・ 泡を放射することができる装置を備えた消防ポンプ自動車及び第四種の消火設備を設置すること。

② 航空機給油取扱所における危険物の取扱いに係る基準の見直し【規則第 40 条の 3 の 7 関係】

専門員が給油する場合に限り、航空機の原動機を停止させないで給油することができる航空機給油取扱所における危険物の取扱いは、規則第 40 条の 3 の 7 第 1 項に定める基準のほか、以下の基準によることとする。ただし、航空機の原動機を停止させて給油する場合には、以下の基準によらないことができる。

- ・ 専門員以外の者は、給油に係る業務を行わないこと。
- ・ 引火点が 38 度以上の第 4 類の危険物以外の危険物を給油しないこと。
- ・ 専門員が行う業務は、次の i から iv までに掲げる専門員の区分に応じ、当該 i から iv までに定めるものとすること。
 - i 給油管理者 給油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止する操作を行い、かつ、ii に定める業務を管理する業務
 - ii 給油要員 航空機に給油する業務
 - iii 防火要員 泡を放射することができる装置を備えた消防ポンプ自動車及び第 4 種の消火設備の付近で待機し、火災その他の事故が発生したときは、消火その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずる業務
 - iv 給油監督者 給油に係る業務が適正に実施されるように監視し、及び監督する業務
- ・ 給油するときは、次によること。
 - i 危険物又は可燃性の蒸気が航空機の原動機の空気取入口に流入しないように必要な措置を講ずること。
 - ii 航空機への積卸作業を行わないこと。
 - iii 給油管理者、給油要員及び防火要員は、相互に視認及び意思疎通ができる位置で業務を行うこと。

③ 予防規程に定めなければならない事項の追加【規則第 60 条の 2 関係】

専門員が給油する場合に限り、航空機の前動機を停止させないで給油することができる航空機給油取扱所にあつては、給油に係る業務を実施するための手順その他保安のための措置に関する事項を予防規程に定めることとする。

(5) 航空機給油取扱所における添加装置の使用に係る規定の整備

① 航空機給油取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【規則第 26 条関係】

航空機給油取扱所において、氷結防止剤等を燃料に添加するための装置（以下「添加装置」という。）を給油タンク車に接続する場合は、以下の基準によることとする。

- ・ 航空機に直接給油するための空地は、航空機、給油タンク車及び添加装置がはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。
- ・ 添加装置は、給油タンク車の給油設備の例によるほか、危険物の受入れ口が給油タンク車の給油ホースを緊結できる構造のものであること。
- ・ 添加装置の給油ホースの先端部には、航空機の燃料タンクの給油口に緊結できる結合金具を設けること。ただし、当該給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設ける場合は、この限りでない。
- ・ 添加装置には、当該装置の給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- ・ 添加装置には、転倒を防止するための適当な措置を講ずること。

② 航空機給油取扱所における危険物の取扱いに係る基準の見直し【規則第 40 条の 3 の 7 関係】

航空機給油取扱所において、添加装置を給油タンク車に接続して給油する場合は、以下の基準によることとする。

- ・ 航空機、給油タンク車及び添加装置の一部又は全部が、航空機に直接給油するための空地からはみ出たままで給油しないこと。
- ・ 給油タンク車の給油ホースの先端を添加装置の受入れ口に緊結し、かつ、添加装置の給油ホースの先端を航空機の燃料タンクの給油口に緊結すること。ただし、添加装置の給油ホースの先端部に設けた手動開閉装置を備えた給油ノズルにより給油するときは、この限りでない。
- ・ 給油タンク車の給油設備及び添加装置を航空機と電氣的に接続することにより接地すること。

(6) その他、所要の規定の整備【規則第11条、第13条の6、第16条の2、第24条の6、第24条の13、第26条の2、第28条の57、第33条、第40条の3の8及び第40条の3の9並びに告示第32条関係】

2. 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

3. 経過措置

この政令等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	「リチウムイオン蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し」って、これで意味が解る人が、居るんでしょうか？ いい加減、わざと難解な役所言葉で いかめしい法律文を書くのは、やめてほしいです。 解説など無くても解る、平易で簡潔な書き方をして下さい。	<ul style="list-style-type: none"> 御意見として承ります。 	無
2	(個人)	火災だけでなく、爆発も考慮すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 御意見の趣旨が明らかではありませんが、本改正案は、「水素等の GX 新技術に係る危険物規制に関する検討会報告書」（令和 7 年 3 月、水素等の GX 新技術に係る危険物規制に関する検討会）の結論を踏まえて、お示ししたものです。 	無
3	(個人)	第 2 類危険物と第 4 類危険物の同一場所での保管は第 2 類危険物が引火性固体であるに限られるが、事前評価書の「第 2 類又は第 4 類の危険物のみを貯蔵」とされている部分は「第 2 類（電解液が染み込んだ可燃性固体）又は第 4 類（引火性液体）のいずれかの危険物のみを貯蔵」という意味であっているか。新たに引火性固体以外の第 2 類危険物が第 4 類危険物と同一保管ができると誤って解釈されるおそれがあるので事前評価書を修正すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 本改正に関する直接的な内容ではないと考えますが、御意見として承ります。 	無
4	(法人)	今回の改正は、一定の要件のもとに、危険物施設の保有空地及び保安距離に係る規制の合理化を図るものと理解しております。 一方で、これらの規制については従前より危険物の規制に関する政令第 23 条に基づく特例が認められており、場合によっては改正案の要件より緩やかな要件で運用されている例もあると承知しています。 施行後の運用において、改正による新要件が唯一の基準として理解され、従来からの特例適用の余地が狭く解されることを懸念	<ul style="list-style-type: none"> 「既に危険物の規制に関する政令第 23 条の規定を適用している製造所等については、引き続き同条の規定を適用することとして差し支えない」旨を運用通知においてお示しする予定です。 また、保有空地又は保安距離に関して、製造所等に危険物の規制に関する政令第 23 条の規定を新たに適用することについても、当然否定されるものではありません。 	無

		しています。 改正政令等の施行後も、保有空地又は保安距離に関する政令第23条の適用が否定されるものではない旨を、通知等にて明確に示していただきますようお願いします。		
--	--	---	--	--

○提出意見数：4件

※ 提出意見数は、提出意見者数としています。

政令第百十五号

危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第三項及び第四項並びに第三十六条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号ただし書を次のように改める。

ただし、隔壁の設置その他の防火上有効な措置として総務省令で定める措置を講じたときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないことができる。

第九条第一項第八号中「網入ガラス」を「網入りガラス」に改め、同項第十四号中「起る」を「起こる」に改め、同項第二十二号中「接手」を「継手」に改める。

第十条第一項第二号ただし書中「二以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するとき」を「次のいずれかに該当するとき」に改め、「こと」の下に「（ロに該当する場合にあつては、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないこと）」を加え、同号に次のように加える。

イ 二以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するとき。

ロ 耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置として総務省令で定める措置を講じたとき。

第十条第一項第四号中「平家建」を「平家建て」に改め、同項第九号中「網入ガラス」を「網入りガラス」に改め、同条第二項中「平家建」を「平家建て」に改める。

第十一条第一項第二号ただし書中「二以上の屋外タンク貯蔵所を隣接して設置するとき」を「次のいずれかに該当するとき」に改め、「こと」の下に「（ロに該当する場合にあつては、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないこと）」を加え、同号に次のように加える。

イ 二以上の屋外タンク貯蔵所を隣接して設置するとき。

ロ 耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置として総務省令で定める措置を講じたとき。

第十六条第一項中「のうち危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うもの」を「（次項に定めるものを除く。）」に改め、同項第三号及び第四号中「さく」を「柵」に改め、同号ただし書中「第二類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下この条、第二十六条及び第二十九条において「硫黄等」という。）のみを貯蔵し、又は取り扱うとき」を「次のいずれかに該当するとき」に改め、「こと」の下に

「（ロに該当する場合にあつては、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないこと）」を加え、同号に次のように加える。

イ 第二類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下この条、第二十六条及び第二十九条において「硫黄等」という。）のみを貯蔵し、又は取り扱うとき。

ロ 耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置として総務省令で定める措置を講じたとき。

第十六条第二項中「内側で」の下に「容器に収納しないで」を加え、「（前項に定めるものを除く。）」を削り、「同項各号」を「前項各号」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所については、

総務省令で、第一項及び前項に掲げる基準の特例を定めることができる。

第二十六条第一項第五号中「ふた」を「蓋」に改め、同項第七号中「さけめ」を「裂け目」に改め、同項第十一号中「屋外貯蔵所」の下に「（第十六条第二項及び第四項に規定する屋外貯蔵所を除く。）」を加え、「、第十二号に定める場合を除き」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

危険物の規制の合理化を図るため、製造所等の周囲に保有すべき空地の規制に係る特例を拡大するとともに、蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準について特例を定めることができるようにする等の必要があるからである。

○ 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（製造所の基準） 第九条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 危険物を取り扱う建築物その他の工作物（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、隔壁の設置その他の防火上有効な措置として総務省令で定める措置を講じたときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないことができる。</p> <p>（表略）</p> <p>三〇七（略）</p> <p>八 危険物を取り扱う建築物の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。</p> <p>九〇十三（略）</p> <p>十四 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起る設備には、温度測定装置を設けること。</p> <p>十五〇二十一（略）</p> <p>二十二 電動機及び危険物を取り扱う設備のポンプ、弁、継手等は、火災の予防上支障のない位置に取り付けること。</p> <p>二〇三（略）</p>	<p>（製造所の基準） 第九条 法第十条第四項の製造所の位置、構造及び設備（消火設備、警報設備及び避難設備を除く。以下この章の第一節から第三節までにおいて同じ。）の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 危険物を取り扱う建築物その他の工作物（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、総務省令で定めるところにより、防火上有効な隔壁を設けたときは、この限りでない。</p> <p>（表略）</p> <p>三〇七（略）</p> <p>八 危険物を取り扱う建築物の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入 ガラスとすること。</p> <p>九〇十三（略）</p> <p>十四 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起る設備には、温度測定装置を設けること。</p> <p>十五〇二十一（略）</p> <p>二十二 電動機及び危険物を取り扱う設備のポンプ、弁、接手等は、火災の予防上支障のない位置に取り付けること。</p> <p>二〇三（略）</p>

(屋内貯蔵所の基準)
第十条 (略)

一 (略)

二 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（以下この条において「貯蔵倉庫」という。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずること（口）に該当する場合にあつては、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないこと）ができる。

イ 二以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するとき。

ロ 耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置として総務省令で定める措置を講じたとき。

(表略)

三・三の二 (略)

四 貯蔵倉庫は、地盤面から軒までの高さ（以下「軒高」という。）が六メートル未満の平家建てとし、かつ、その床を地盤面以上に設けること。ただし、第二類又は第四類の危険物のみの貯蔵倉庫で総務省令で定めるものにあつては、その軒高を二十メートル未満とすることができる。

五 八 (略)

九 貯蔵倉庫の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

十 十五 (略)

2 屋内貯蔵所のうち第二類又は第四類の危険物（引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うもの（貯蔵倉庫が平家建て以外の建築物であるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第一号から第三号の二まで及び第七号から第十四号までの規定の例によ

(屋内貯蔵所の基準)

第十条 屋内貯蔵所（次項及び第三項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物（以下この条において「貯蔵倉庫」という。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、二以上の屋内貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずること

ができる。

(新設)

(新設)

(表略)

三・三の二 (略)

四 貯蔵倉庫は、地盤面から軒までの高さ（以下「軒高」という。）が六メートル未満の平家建てとし、かつ、その床を地盤面以上に設けること。ただし、第二類又は第四類の危険物のみの貯蔵倉庫で総務省令で定めるものにあつては、その軒高を二十メートル未満とすることができる。

五 八 (略)

九 貯蔵倉庫の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。

十 十五 (略)

2 屋内貯蔵所のうち第二類又は第四類の危険物（引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うもの（貯蔵倉庫が平家建て以外の建築物であるものに限る。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項第一号から第三号の二まで及び第七号から第十四号までの規定の例によ

るほか、次のとおりとする。

一～四 (略)

3～7 (略)

(屋外タンク貯蔵所の基準)

第十一条 (略)

一・一の二 (略)

二 屋外貯蔵タンク（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、次のいずれかに該当するとき

は、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずること（ロに該当する場合にあつては、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないこと）ができる。

イ 二以上の屋外タンク貯蔵所を隣接して設置するとき。

ロ 耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置として総務省令で定める措置を講じたとき。

(表略)

三～十七 (略)

2～7 (略)

(屋外貯蔵所の基準)

第十六条 屋外貯蔵所（次項に定めるものを除く。）

の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、柵等を設けて明確に区画すること。

四 前号の柵等の周囲には、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ

るほか、次のとおりとする。

一～四 (略)

3～7 (略)

(屋外タンク貯蔵所の基準)

第十一条 屋外タンク貯蔵所（次項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一・一の二 (略)

二 屋外貯蔵タンク（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）の周囲に、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、二以上の屋外タンク貯蔵所を隣接して設置するときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずること

ができる。

(新設)

(新設)

(表略)

三～十七 (略)

2～7 (略)

(屋外貯蔵所の基準)

第十六条 屋外貯蔵所のうち危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うものの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の周囲には、さく等を設けて明確に区画すること。

四 前号のさく等の周囲には、次の表に掲げる区分に応じそれぞれ

れ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、次のいずれかに該当するとき

は、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずること（ロに該当する場合にあつては、その空地の幅を減じ、又はその空地を保有しないこと）ができる。

イ 第二類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下この条、第二十六条及び第二十九条において「硫黄等」という。）のみを貯蔵し、又は取り扱うとき。

ロ 耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置として総務省令で定める措置を講じたとき。

(表略)

五・六 (略)

2 屋外貯蔵所のうち塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で容器に収納しないで貯蔵し、又は取り扱うもの

の位置、構造及び設備の技術上の基準は、前項各号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一〇六 (略)

(略)

4 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所については、総務省令で、第一項及び

前項に掲げる基準の特例を定めることができる。

5 第二類の危険物のうち引火性固体（引火点が二十一度未満のものに限る。）又は第四類の危険物のうち第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で、第一項及び前項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

(貯蔵の基準)

れ同表に定める幅の空地を保有すること。ただし、第二類の危険物のうち硫黄又は硫黄のみを含有するもの（以下この条、第二十六条及び第二十九条において「硫黄等」という。）のみを貯蔵し、又は取り扱うときは、総務省令で定めるところにより、その空地の幅を減ずること

ができる。

(新設)

(新設)

(表略)

五・六 (略)

2 屋外貯蔵所のうち塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で

貯蔵し、又は取り扱うもの（前項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、同項各号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一〇六 (略)

(略)

3 (新設)

4 第二類の危険物のうち引火性固体（引火点が二十一度未満のものに限る。）又は第四類の危険物のうち第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所については、当該危険物の性質に

応じ、総務省令で、第一項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

(貯蔵の基準)

第二十六条 (略)

一〜四 (略)

五 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクの元弁（液体の危険物を移送するための配管に設けられた弁のうちタンクの直近にあるものをいう。）及び注入口の弁又は蓋は、危険物を入れ、又は出すとき以外は、閉鎖しておくこと。

六・六の二 (略)

七 移動貯蔵タンク及びその安全装置並びにその他の附属の配管は、裂け目、結合不良、極端な変形、注入ホースの切損等による漏れが起らないようにするとともに、当該タンクの底弁は、使用時以外は完全に閉鎖しておくこと。

八〜十 (略)

十一 屋外貯蔵所（第十六条第二項及び第四項に規定する屋外貯蔵所を除く。）においては、危険物は、総務省令で定めるところにより容器に収納して貯蔵すること。

2 十一の二〜十二 (略)

(略)

第二十六条 法第十条第三項の危険物の貯蔵の技術上の基準は、前二条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一〜四 (略)

五 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク又は地下貯蔵タンクの元弁（液体の危険物を移送するための配管に設けられた弁のうちタンクの直近にあるものをいう。）及び注入口の弁又はふたは、危険物を入れ、又は出すとき以外は、閉鎖しておくこと。

六・六の二 (略)

七 移動貯蔵タンク及びその安全装置並びにその他の附属の配管は、さけめ、結合不良、極端な変形、注入ホースの切損等による漏れが起らないようにするとともに、当該タンクの底弁は、使用時以外は完全に閉鎖しておくこと。

八〜十 (略)

十一 屋外貯蔵所 においては、第十二号に定める場合を除き、危険物は、総務省令で定めるところにより容器に収納して貯蔵すること。

2 十一の二〜十二 (略)

(略)

○総務省令第六十号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条の二第一項並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第一号ニ及び第二号ただし書（これらの規定を同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）、第十条第一項第二号、第十一条第一項第二号、第十五条第三項、第十六条第一項第四号及び第四項、第十七条第一項第十号及び第三項、第二十条第一項第二号並びに第二十七条第六項第一号の二の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月三日

総務大臣 林 芳正

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲

げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(学校等の多数の人を収容する施設)

第十一条 令第九条第一項第一号(令第十条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。)、令第十一条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))及び令第十六条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。の総務省令で定める学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設は、それぞれ次のとおりとする。

【一〇四 略】

(高压ガスの施設に係る距離)

第十二条 令第九条第一項第一号二(令第十条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))、令第十一条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))及び令第十六条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の総務省令で定める施設は、次に掲げる施設(当該施設の配管のうち製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。とする。

- 一 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない高压ガスの製造のための施設(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(令和六年法律第三十七号。以下この条及び第二十条の五の二において「水素等供給等促進法」という。))第十二条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けることができる高压低炭素水素等ガス(同項の高压低炭素水素等ガスをいう。以下同じ。))の製造のための施設を含む。(高压ガスの製造のための設備が移動式製造設備(一般高压ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第二条第一項第十二号又は液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第二条第一項第九号の移動式製造設備をいう。))である高压ガスの製造のための施設にあつては、移動式製造設備が常置される施設(貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。))をいう。以下この号において同じ。))及び高压ガス保安法第五条第二項の規定により同項第一号に掲げる者が都道府県知事に届け出なければならない高压ガスの製造のための施設であつて、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日三十立方メートル以上である設備を使用して高压ガスの製造(容器に充填することを含む。))をするもの

二 高压ガス保安法第十六条第一項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない貯

(学校等の多数の人を収容する施設)

第十一条 令第九条第一項第一号(令第十条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))、令第十一条第一項第一号及び第一号の二(同条第二項においてその例による場合を含む。))並びに令第十六条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。の総務省令で定める学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設は、それぞれ次のとおりとする。

【一〇四 同上】

(高压ガスの施設に係る距離)

第十二条 令第九条第一項第一号二(令第十条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))、令第十一条第一項第一号及び第一号の二(同条第二項においてその例による場合を含む。))並びに令第十六条第一項第一号(同条第二項においてその例による場合を含む。))においてその例による場合並びに令第十九条第一項において準用する場合を含む。の総務省令で定める施設及び距離は、それぞれ次の各号に定める施設(当該施設の配管のうち製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。))及び距離とする。

- 一 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない高压ガスの製造のための施設(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(令和六年法律第三十七号。以下この条及び第二十条の五の二において「水素等供給等促進法」という。))第十二条第一項の規定により、経済産業大臣の承認を受けることができる高压低炭素水素等ガス(水素等供給等促進法第十二条の高压低炭素水素等ガスをいう。以下同じ。))の製造のための施設を含む。(高压ガスの製造のための設備が移動式製造設備(一般高压ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第二条第一項第十二号又は液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第二条第一項第九号の移動式製造設備をいう。))である高压ガスの製造のための施設にあつては、移動式製造設備が常置される施設(貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。))をいう。以下この号において同じ。))及び高压ガス保安法第五条第二項第一号の規定により都道府県知事に届け出なければならない高压ガスの製造のための施設であつて、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日三十立方メートル以上である設備を使用して高压ガスの製造(容器に充填することを含む。))をするもの

二 高压ガス保安法第十六条第一項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない貯

蔵所（水素等供給等促進法第十七条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けることができる貯蔵所を含む。）及び高圧ガス保安法第十七条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならない貯蔵所

三 高圧ガス保安法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない液化酸素の消費のための施設

四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）第三条第一項の規定により経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）の長の登録を受けなければならない販売所で三百キログラム以上の貯蔵施設を有するもの

2] 令第九条第一項第一号ニの総務省令で定める距離は、二十メートル以上とする。ただし、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講じた場合には、告示で定める要件を満たす距離を当該距離とすることができる。

（製造所及び一般取扱所の空地の特例）

第十三条 令第九条第一項第二号ただし書（令第十九条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 製造所又は一般取扱所と、当該製造所又は一般取扱所の作業工程と連続する他の作業工程の存する場所との間に小屋裏に達する防火上有効な隔壁を設けること。

二 次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。

イ 危険物を取り扱う建築物その他の工作物（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。以下この条において「危険物を取り扱う建築物等」という。）の周囲で令第九条第一項第二号の表に定める幅の空地を保有することができない部分に、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講ずるとともに、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設けること。

ロ 危険物を取り扱う建築物等の主要な出入口（出入口がない場合には、当該建築物等の消防活動のために必要な道路等に面する部分）の周辺に、消防活動のための空地を保有すること。

2] 令第九条第一項第二号ただし書の規定により、前項第二号に規定する措置を講じた場合には、告示で定める要件を満たす範囲内において、令第九条第一項第二号の表に定める空地の幅を減ずることができる。

3] 令第九条第一項第二号ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、令第九条第一項第二号の表に定める幅の空地を保有しないことができる。

一 製造所又は一般取扱所の作業工程が他の作業工程と連続しているため危険物を取り扱う建築物等の周囲に令第九条第一項第二号の表に定める幅の空地を保有することにより当該製造所又

貯蔵所（水素等供給等促進法第十七条第一項の規定により、経済産業大臣の承認を受けることができる貯蔵所を含む。）及び高圧ガス保安法第十七条第二項の規定により都道府県知事に届けて設置する貯蔵所 二十メートル以上

三 高圧ガス保安法第二十四条の二第一項の規定により、都道府県知事に届け出なければならない液化酸素の消費のための施設 二十メートル以上

四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）第三条第一項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない販売所で三百キログラム以上の貯蔵施設を有するもの 二十メートル以上

〔新設〕

（空地の幅に関する防火上有効な隔壁）

第十三条 令第九条第一項第二号ただし書（令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により同号の表に定める幅の空地を保有しないことができる場合は、製造所又は一般取扱所の作業工程が他の作業工程と連続しているため建築物その他の工作物の周囲に空地の幅をとることにより当該製造所又は一般取扱所の当該作業に著しく支障を生ずるおそれがある場合で、かつ、当該製造所又は一般取扱所と連続する他の作業工程の存する場所との間に小屋裏に達する防火上有効な隔壁を設けた場合とする。

は一般取扱所の当該作業に著しく支障を生ずるおそれがある場合において、第一項第一号に規定する措置を講じたとき。

二 第一項第二号に規定する措置を講じた場合において、告示で定める要件を満たすとき。

(高引火点危険物の製造所の特例)

第十三条の六 「略」

「2 略」

3 「略」

一 「略」

「イハハ 略」

ニ 第十二条第一項各号に掲げる高圧ガスその他災害を発生させるおそれのある物を貯蔵し、又は取り扱う施設（不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。） 二十メートル以上

「二五 略」

(屋内貯蔵所の空地の特例)

第十四条 令第十条第一項第二号ロ（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）の周囲で同号の表に定める幅の空地を保有することができない部分に、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講ずるとともに、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設けること。

二 貯蔵倉庫の主要な出入口の周辺に、消防活動のための空地を保有すること。

2 令第十条第一項第二号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める要件を満たす範囲内において、令第十条第一項第二号の表に定める空地の幅を減ずることができる。

一 指定数量の倍数が二十を超える屋内貯蔵所（第七十二条第一項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）と他の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置する場合
当該屋内貯蔵所が当該他の屋内貯蔵所との間に保有する空地の幅が、令第十条第一項第二号の表に定める空地の幅の三分の一を下回らず、かつ、三メートルを下回らないこと。

二 第七十二条第一項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う二以上の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置する場合 当該屋内貯蔵所が相互間に保有する空地の幅が、〇・五メートルを下回らないこと。

三 前項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合 告示で定める要件を満たすこと。

3 令第十条第一項第二号ただし書の規定により、第一項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合において、告示で定める要件を満たすときは、令第十条第一項第二号の表に定める幅の空

(高引火点危険物の製造所の特例)

第十三条の六 「同上」

「2 同上」

3 「同上」

一 「同上」

「イハハ 同上」

ニ 第十二条各号に掲げる高圧ガスその他災害を発生させるおそれのある物を貯蔵し、又は取り扱う施設（不活性ガスのみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。） 二十メートル以上

「二五 同上」

(屋内貯蔵所の空地の特例)

第十四条 令第十条第一項第二号ただし書の規定により、同号の表に定める空地の幅を減ずることができる範囲は、次のとおりとする。

一 指定数量の倍数が二十を超える屋内貯蔵所（第七十二条第一項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）が同一の敷地内に設置されている他の屋内貯蔵所との間に令第十条第一項第二号の表に定める空地の幅の三分の一の幅の空地を保有することができる範囲までであること。ただし、当該屋内貯蔵所の空地の幅は、三メートル未満とすることはできない。

二 第七十二条第一項に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う二以上の屋内貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置するときは、当該屋内貯蔵所が相互間に〇・五メートルの幅の空地を保有することができる範囲までであること。

地を保有しないことができる。

(屋外タンク貯蔵所の空地の特例)

第十五条 令第十一条第一項第二号ロ(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 屋外貯蔵タンク(危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。)の周囲で令第十一条第一項第二号の表に定める幅の空地を保有することができない部分(当該屋外貯蔵タンクの周囲に設ける防油堤(第二十二条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)の内部、第二十二条第二項第五号に規定する構内道路及び同項第六号に規定する道路又は空地を除く。)に、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置を講ずるとともに、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設けること。

二 防油堤を周囲に設けない屋外貯蔵タンクにあつては、当該屋外貯蔵タンクの周辺に、第二十二条第二項第五号ただし書の屋外貯蔵タンクにあつては、当該屋外貯蔵タンクの周囲に設ける防油堤の周辺に、消防活動のための空地を保有すること。

2) 令第十一条第一項第二号ただし書(同条第二項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める要件を満たす範囲内において、令第十一条第一項第二号の表に定める空地の幅を減ずることができる。

一 引火点が七十度以上の第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所と他の屋外タンク貯蔵所を同一の敷地内に隣接して設置する場合 当該屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクが当該他の屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクとの間に保有する空地の幅が、令第十一条第一項第二号の表に定める空地の幅の三分の二を下回らず、かつ、三メートルを下回らないこと。

二 前項第一号(当該屋外貯蔵タンクが防油堤を周囲に設けない屋外貯蔵タンク又は第二十二条第二項第五号ただし書の屋外貯蔵タンクである場合には、前項第一号及び第二号)に規定する措置を講じた場合 告示で定める要件を満たすこと。

3) 令第十一条第一項第二号ただし書の規定により、第一項第一号(当該屋外貯蔵タンクが防油堤を周囲に設けない屋外貯蔵タンク又は第二十二条第二項第五号ただし書の屋外貯蔵タンクである場合には、第一項第一号及び第二号)に規定する措置を講じた場合において、告示で定める要件を満たすときは、令第十一条第一項第二号の表に定める幅の空地を保有しないことができる。

(屋外貯蔵所の空地の特例)

第十六条 令第十六条第一項第四号ロ(同条第二項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 柵等(令第十六条第一項第三号の柵等をいう。以下同じ。)の周囲で同項第四号の表に定める幅の空地を保有することができない部分に、耐火構造の塀の設置その他の防火上有効な措置

(屋外タンク貯蔵所の空地の特例)

第十五条 令第十一条第一項第二号ただし書(同条第二項においてその例による場合を含む。)の規定により、同号の表に定める空地の幅を減ずることができる範囲は、引火点が七十度以上の第四類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所が同一の敷地内に設置されている他の屋外タンク貯蔵所との間に同号の表に定める空地の幅の三分の二の幅の空地を保有することができる範囲までとする。ただし、当該屋外タンク貯蔵所の空地の幅は、三メートル未満とすることはできない。

(屋外貯蔵所の空地の特例)

第十六条 令第十六条第一項第四号ただし書(同条第二項においてその例による場合を含む。)の規定により、硫黄等(令第十六条第一項第四号に規定する硫黄等をいう。以下同じ。)のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所が減ずることができる空地の幅は、当該屋外貯蔵所が同号の表に定める空地の幅の三分の一を保有することができる範囲までとする。

を講ずるとともに、延焼防止上有効に冷却するための散水設備等を設けること。

二 柵等の消防活動のために必要な道路等に面する部分の周辺に、消防活動のための空地を保有すること。

2 令第十六条第一項第四号ただし書（同条第二項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める要件を満たす範囲内において、令第十六条第一項第四号の表に定める空地の幅を減ずることができる。

一 硫黄等（令第十六条第一項第四号イに規定する硫黄等をいう。以下同じ。）のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所を設置する場合 同号の表に定める空地の幅の三分の一を下回らないこと。

二 前項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合 告示で定める要件を満たすこと。

3 令第十六条第一項第四号ただし書の規定により、第一項第一号及び第二号に規定する措置を講じた場合において、告示で定める要件を満たすときは、令第十六条第一項第四号の表に定める幅の空地を保有しないことができる。

（高層倉庫の基準）

第十六条の二 令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準の全てに適合する貯蔵倉庫とする。

一 一 略

（給油タンク車の基準の特例）

第二十四条の六 略

二 略

3 前項に定めるもののほか、給油タンク車の特例は、次のとおりとする。

一 一 略

三 給油設備は、次に定める構造のものであること。

イ 配管は、金属製のものとし、かつ、最大常用圧力の一・五倍以上の圧力で十分間水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。第二十五条の二第三号において同じ。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

ロ 給油ホースは、最大常用圧力の二倍以上の圧力で水圧試験を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

ハ 略

ニ 略

四 略

五 給油設備には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置を設けるとともに、給油ホースの先端部には航空機又は船舶の燃料タンクの給油口に緊結できる結合金具（真ちゆううその他摩

（高層倉庫の基準）

第十六条の二 令第十条第一項第四号の総務省令で定める貯蔵倉庫は、次に掲げる基準の全てに適合する貯蔵倉庫（令第十条第一項第二号の貯蔵倉庫をいう。以下同じ。）とする。

一 一 同上

（給油タンク車の基準の特例）

第二十四条の六 同上

二 同上

3 同上

一 一 同上

三 同上

イ 配管は、金属製のものとし、かつ、最大常用圧力の一・五倍以上の圧力で十分間水圧試験を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

〔新設〕

ロ 同上

ハ 同上

ニ 同上

四 同上

五 給油設備には、開放操作時のみ開放する自動閉鎖の開閉装置を設けるとともに、給油ホースの先端部には航空機又は船舶の燃料タンク給油口に緊結できる結合金具（真ちゆううその他摩

擦等によつて火花を発生し難い材料で造られたものに限る。)を設けること。ただし、航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル(手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものを除く。第二十六条第三項及び第四十条の三の七第一項において同じ。)を設ける場合は、この限りでない。

〔六 略〕

〔削る〕

七 〔略〕

(屋外貯蔵所の特例を定めることができる危険物)

第二十四条の十二の二 令第十六条第四項の蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物は、第十六条の二の七に規定する危険物とする。

(蓄電池により貯蔵される危険物の屋外貯蔵所の特例)

第二十四条の十二の三 蓄電池により貯蔵される前条に規定する危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る令第十六条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

2) 前項の屋外貯蔵所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十六条第一項第一号及び第四号の規定は、適用しない。

一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備は、告示で定める基準に適合するキュービクル式(鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。)のものとする。

二 柵等の周囲に、幅三メートル以上の空地を保有すること。ただし、当該柵等から三メートル未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。))以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該柵等から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもつて足りる。

三 指定数量の百倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、冷却するための散水設備をその放射能力範囲が危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備を包含するように設けること。

(引火性固体、第一石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所の特例)

第二十四条の十三 第二類の危険物のうち引火性固体(引火点が二十一度未満のものに限る。以下この条において同じ。)又は第四類の危険物のうち第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る令第十六条第五項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

(航空機給油取扱所の特例)

第二十六条 令第十七条第三項第一号に掲げる給油取扱所(以下この条、第四十条の三の七及び第

等によつて火花を発生し難い材料で造られたものに限る。)を設けること。ただし、航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備の給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズル(手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものを除く。第四十条の三の七において同じ。)を設ける場合は、この限りでない。

〔六 同上〕

七 給油ホースは、最大常用圧力の二倍以上の圧力で水圧試験を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

八 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

(引火性固体、第一石油類又はアルコール類の屋外貯蔵所の特例)

第二十四条の十三 第二類の危険物のうち引火性固体(引火点が二十一度未満のものに限る。以下この条において同じ。)又は第四類の危険物のうち第一石油類若しくはアルコール類を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所に係る令第十六条第四項の規定による同条第一項に掲げる基準の特例は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

(航空機給油取扱所の特例)

第二十六条 令第十七条第三項第一号に掲げる給油取扱所(以下この条及び第四十条の三の七にお

六十条の二において「航空機給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

〔2 略〕

3 前項に定めるもののほか、航空機給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

〔一 略〕

一の二 航空機給油取扱所には、航空機に直接給油するための空地で次に掲げる要件に適合するものを保有すること。

イ 航空機（給油設備が給油タンク車である航空機給油取扱所にあつては、航空機及び給油タンク車（給油タンク車に添加装置（氷結防止剤等を燃料に添加するための装置をいう。以下この項及び第四十条の三の七第一項において同じ。）を接続する場合には、航空機、給油タンク車及び添加装置）が当該空地からはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油を受けることができない広さを有すること。

〔ロ 略〕

〔二五 略〕

六 給油設備が給油配管及び給油ホース車である航空機給油取扱所は、前号イからハまで及びへの規定の例によるほか、次によること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 給油ホース車のホース機器は、第二十四条の六第三項第三号及び第五号本文に掲げる給油タンク車の給油設備の例によるものであること。

〔二・ホ 略〕

七 給油設備が給油タンク車である航空機給油取扱所において、給油タンク車に添加装置を接続する場合は、次によること。

イ 添加装置は、第二十四条の六第三項第三号イからニまでの規定の例によるほか、危険物の受入れ口が給油タンク車の給油ホースを緊結できる構造のものであること。

ロ 添加装置の給油ホースの先端部には、航空機の燃料タンクの給油口に緊結できる結合金具（真ちゆうその他摩擦等によつて火花を発生し難い材料で造られたものに限る。）を設けること。ただし、当該給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルを設ける場合は、この限りでない。

ハ 添加装置には、当該装置の給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

ニ 添加装置には、転倒を防止するための適当な措置を講ずること。

4 第四十条の三の七第二項の航空機給油取扱所の特例は、前二項に定めるもののほか、次のとおりとする。

いて「航空機給油取扱所」という。）に係る令第十七条第三項の規定による同条第一項及び第二項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。

〔2 同上〕

3 〔同上〕

〔一 同上〕

一の二 〔同上〕

イ 航空機（給油設備が給油タンク車である航空機給油取扱所にあつては、航空機及び給油タンク車）が当該空地からはみ出さず、かつ、安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。

〔ロ 同上〕

〔二五 同上〕

〔同上〕

六 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 給油ホース車のホース機器は、第二十四条の六第三項第三号、第五号本文及び第七号に掲げる給油タンク車の給油設備の例によるものであること。

〔二・ホ 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

一 前項第一号の二の空地は、給油中の航空機の排気が他の航空機の運航に支障を生じさせない広さを有すること。

二 航空機給油取扱所には、泡を放射することができ、装置を備えた消防ポンプ自動車及び第四種の消火設備を設置すること。

(船舶給油取扱所の基準の特例)

第二十六条の二 [略]

[2] 略

3 前項に定めるもののほか、船舶給油取扱所の特例は、次のとおりとする。

一 船舶給油取扱所の給油設備は、固定給油設備又は給油配管等とすること。ただし、引火点が四十度以上の第四類の危険物のみを取り扱う給油設備は、給油タンク車(第二十四条の六第三項第五号本文及び第七号に定める基準に適合するものに限る。)とすることができる。

〔一の二く六 略〕

(危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例)

第二十八条の五十七 [略]

[2・3 略]

4 第二十八条の五十四第三号の一般取扱所(指定数量の倍数が十未満のものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、令第十九条第一項において準用する令第九条第一項第一号、第二号、第四号から第十二号まで及び第二十号イ(防油堤に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

〔一・二 略〕

三 危険物を取り扱う設備(危険物を取り扱うタンク及び危険物を移送するための配管を除く。)は、キュービクル式のものとし、当該設備の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けること。

〔四く十一 略〕

(著しく消火困難な製造所等及びその消火設備)

第三十三条 令第二十条第一項第一号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする。

〔一 略〕

二 屋内貯蔵所にあつては、指定数量の百五十倍以上の危険物(第七十二条第一項に規定する危険物を除く。)を貯蔵し、若しくは取り扱うもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)、貯蔵倉庫の延べ面積が百五十平方メートルを超えるもの(当該貯蔵倉庫が百五十平方メートル以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で完全に区分されているもの及び第二類又は第四類の危険物(引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を

(船舶給油取扱所の基準の特例)

第二十六条の二 [同上]

[2] 同上

3 [同上]

一 船舶給油取扱所の給油設備は、固定給油設備又は給油配管等とすること。ただし、引火点が四十度以上の第四類の危険物のみを取り扱う給油設備は、給油タンク車(第二十四条の六第三項第五号本文及び第八号に定める基準に適合するものに限る。)とすることができる。

〔一の二く六 同上〕

(危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例)

第二十八条の五十七 [同上]

[2・3 同上]

4 [同上]

〔一・二 同上〕

三 危険物を取り扱う設備(危険物を取り扱うタンク及び危険物を移送するための配管を除く。)は、キュービクル式(鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。以下同じ。)のものとし、当該設備の周囲に高さ〇・一五メートル以上の囲いを設けること。

〔四く十一 同上〕

(著しく消火困難な製造所等及びその消火設備)

第三十三条 [同上]

〔一 同上〕

二 屋内貯蔵所にあつては、指定数量の百五十倍以上の危険物(第七十二条第一項に規定する危険物を除く。)を貯蔵し、若しくは取り扱うもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)、貯蔵倉庫の延べ面積が百五十平方メートルを超えるもの(当該貯蔵倉庫が百五十平方メートル以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で完全に区分されているもの及び第二類又は第四類の危険物(引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を

除く。)のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)、軒高が六メートル以上の平家建てのもの又は令第十条第三項の屋内貯蔵所(建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの及び第二類又は第四類の危険物(引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を除く。))のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)

〔三 略〕

四 屋内タンク貯蔵所のうち、液体の危険物(第六類の危険物を除く。)を貯蔵し、又は取り扱うもの(高引火点危険物のみを百度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)にあつては当該危険物の液表面積が四十平方メートル以上のもの、高さが六メートル以上のもの又はタンク専用室を平家建て以外の建築物に設けるもので引火点が四十度以上七十度未満の危険物に係るもの(当該建築物のタンク専用室以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。)

五 屋外貯蔵所のうち、塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で容器に収納しないで貯蔵し、又は取り扱うものにあつては当該囲いの内部の面積(二以上の囲いを設ける場合にあつては、それぞれの囲いの内部の面積を合算した面積をいう。次条第一項第四号において同じ。)が百平方メートル以上のもの、令第十六条第五項の屋外貯蔵所にあつては指定数量の倍数が百以上のもの

〔六 略〕

2 令第二十条第一項第一号の規定により、前項各号に掲げる製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所及び一般取扱所並びに移送取扱所の消火設備の設置の基準は、次のとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる製造所等には、同表の下欄に掲げる消火設備をその放射能力範囲が当該製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、当該屋外タンク貯蔵所のうち岩盤タンクに係る部分を除く。)、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、移送取扱所(当該移送取扱所のうち移送基地内に存する部分に限る。以下この条において同じ。))又は一般取扱所の建築物その他の工作物及び危険物(給油取扱所にあつては、危険物(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、引火点が四十度未満のもので、顧客が自ら取り扱うものに限る。))に限る。)を包含するように設けること。ただし、高引火点危険物のみを百度未満の温度で取り扱う製造所及び一般取扱所にあつては、当該製造所又は一般取扱所の建築物その他の工作物を包含するように設けることをもって足りる。

屋内貯蔵所	軒高が六メートル以上の	製造所等	消火設備
		〔略〕	〔略〕

除く。)のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)、軒高が六メートル以上の平家建てのもの又は令第十条第三項の屋内貯蔵所(建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの及び第二類又は第四類の危険物(引火性固体及び引火点が七十度未満の第四類の危険物を除く。))のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)

〔三 同上〕

四 屋内タンク貯蔵所のうち、液体の危険物(第六類の危険物を除く。)を貯蔵し、又は取り扱うもの(高引火点危険物のみを百度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)にあつては当該危険物の液表面積が四十平方メートル以上のもの、高さが六メートル以上のもの又はタンク専用室を平家建て以外の建築物に設けるもので引火点が四十度以上七十度未満の危険物に係るもの(当該建築物のタンク専用室以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。)

五 屋外貯蔵所のうち、塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱うものにあつては当該囲いの内部の面積(二以上の囲いを設ける場合にあつては、それぞれの囲いの内部の面積を合算した面積をいう。次条第一項第四号において同じ。)が百平方メートル以上のもの、令第十六条第四項の屋外貯蔵所にあつては指定数量の倍数が百以上のもの

〔六 同上〕

〔同上〕

一 〔同上〕

	軒高が六メートル以上の	製造所等	消火設備
		〔同上〕	〔同上〕
		〔同上〕	〔同上〕

		平家建のもの又は令第十 三条第三項の屋内貯蔵所	
[略]	[略]	[略]	[略]

【一の二～四 略】

(消火困難な製造所等及びその消火設備)

第三十四条 令第二十条第二項第二号の総務省令で定める製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、給油取扱所、第二種販売取扱所及び一般取扱所は、次の各号のとおりとする。

【一～三 略】

四 屋外貯蔵所のうち、塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で容器に収納しないで貯蔵し、又は取り扱うものにあつては当該囲いの内部の面積が五平方メートル以上百平方メートル未満のもの、令第十六条第四項の屋外貯蔵所にあつては指定数量の倍数が三十以上のもの、令第十六条第五項の屋外貯蔵所にあつては指定数量の倍数が十以上百未満のもの、その他のものにあつては指定数量の倍数が百以上のもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)

【四の二・五 略】

【2・3 略】

(航空機給油取扱所における取扱いの基準)

第四十条の三七 令第二十七条第六項第一号の二の規定による航空機給油取扱所における取扱いの基準は、次のとおりとする。

【一 略】

一の二 給油するときは、当該給油取扱所の給油設備を使用して直接給油すること(給油タンク車に添加装置を接続して給油することを含む。)

二 航空機(給油タンク車を用いて給油する場合には、航空機及び給油タンク車(給油タンク車に添加装置を接続して給油する場合には、航空機、給油タンク車及び添加装置)の一部又は全部が、第二十六条第三項第一号の二の空地からはみ出たままで給油しないこと。

【三 略】

四 給油ホース車又は給油タンク車で給油するときは、給油ホースの先端を航空機の燃料タンクの給油口に緊結すること(給油タンク車に添加装置を接続して給油する場合には、給油タンク車の給油ホースの先端を添加装置の受入れ口に緊結し、かつ、添加装置の給油ホースの先端を航空機の燃料タンクの給油口に緊結すること)。ただし、給油タンク車の給油ホースの先端部(給油タンク車に添加装置を接続して給油する場合には、添加装置の給油ホースの先端部)

		平家建のもの又は令第十 三条第三項の屋内貯蔵所	
[同上]	[同上]	[同上]	[同上]

【一の二～四 同上】

(消火困難な製造所等及びその消火設備)

第三十四条 【同上】

【一～三 同上】

四 屋外貯蔵所のうち、塊状の硫黄等のみを地盤面に設けた囲いの内側で貯蔵し、又は取り扱うものにあつては当該囲いの内部の面積が五平方メートル以上百平方メートル未満のもの、令第十六条第四項の屋外貯蔵所にあつては指定数量の倍数が十以上百未満のもの、その他のものにあつては指定数量の倍数が百以上のもの(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)

【四の二・五 同上】

【2・3 同上】

(航空機給油取扱所における取扱いの基準)

第四十条の三七 【同上】

【一 同上】

一の二 給油するときは、当該給油取扱所の給油設備を使用して直接給油すること。

二 航空機(給油タンク車を用いて給油する場合には、航空機及び給油タンク車)の一部又は全部が、第二十六条第三項第一号の二の空地からはみ出たままで給油しないこと。

【三 同上】

四 給油ホース車又は給油タンク車で給油するときは、給油ホースの先端を航空機の燃料タンクの給油口に緊結すること。ただし、給油タンク車で給油ホースの先端部に手動開閉装置を備えた給油ノズルにより給油するときは、この限りでない。

に設けた[手動開閉装置を備えた給油ノズルにより給油するときは、この限りでない。

五 給油ホース車又は給油タンク車で給油するときは、給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油設備（給油タンク車に添加装置を接続して給油する場合には、給油タンク車の給油設備及び添加装置）を航空機と電氣的に接続することにより接地すること。

2|| 令第二十七条第六項第一号の二の総務省令で定める給油取扱所は、航空機の前動機を停止させ

ないで行う給油に係る業務について専門的知識及び技能を有する者（以下この条において「専門員」という。）が給油する場合に限り、航空機の前動機を停止させないで給油することができる航空機給油取扱所とする。

3|| 令第二十七条第六項第一号の二の規定による前項の航空機給油取扱所における取扱いの基準

は、第一項の規定によるほか、次のとおりとする。ただし、航空機の前動機を停止させて給油する場合には、次に掲げる基準によらないことができる。

一 専門員以外の者は、給油に係る業務を行わないこと。

二 引火点が三十八度以上の第四類の危険物以外の危険物を給油しないこと。

三 専門員が行う業務は、次のイからニまでに掲げる専門員の区分に応じ、当該イからニまでに定めるものとする。

イ 給油管理者 給油設備のホース機器への危険物の供給を開始し、及び停止する操作を行

い、かつ、ロに定める業務を管理する業務

ロ 給油要員 航空機に給油する業務

ハ 防火要員 第二十六条第四項第二号の消防ポンプ自動車及び消火設備の付近で待機し、火災その他の事故が発生したときは、消火その他災害の発生防止のための応急の措置を講ずる業務

ニ 給油監督者 給油に係る業務が適正に実施されるように監視し、及び監督する業務

四 給油するときは、次によること。

イ 危険物又は可燃性の蒸気が航空機の前動機の空気取入口に流入しないように必要な措置を講ずること。

ロ 航空機への積卸作業を行わないこと。

ハ 前号イからハまでに掲げる者は、相互に視認及び意思疎通ができる位置で業務を行うこと。

（船舶給油取扱所における取扱いの基準）

第四十条の三の八 令第二十七条第六項第一号の二の規定による船舶給油取扱所における取扱いの基準は、前条第一項第三号の規定によるほか、次のとおりとする。

【一〇三 略】

（鉄道給油取扱所における取扱いの基準）

五 給油ホース車又は給油タンク車で給油するときは、給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油設備を航空機と電氣的に接続することにより接地すること。

〔新設〕

〔新設〕

（船舶給油取扱所における取扱いの基準）

第四十条の三の八 令第二十七条第六項第一号の二の規定による船舶給油取扱所における取扱いの基準は、前条第三号の規定によるほか、次のとおりとする。

【一〇三 同上】

（鉄道給油取扱所における取扱いの基準）

<p>第四十条の三の九 令第二十七条第六項第一号の二の規定による鉄道給油取扱所における取扱いの基準は、<u>第四十条の三の七第一項第三号</u>の規定によるほか、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>(予防規程に定めなければならない事項)</p> <p>第六十条の二 法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次項、第四項又は第六項に定める場合を除き、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕八の五 略</p> <p>八の五の二 <u>第四十条の三の七第二項の航空機給油取扱所にあつては、給油に係る業務を実施するための手順その他保安のための措置に関すること。</u></p> <p>〔八の六〕十四 略</p> <p>〔二〕七 略</p>	<p>第四十条の三の九 令第二十七条第六項第一号の二の規定による鉄道給油取扱所における取扱いの基準は、<u>第四十条の三の七第三号</u>の規定によるほか、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>(予防規程に定めなければならない事項)</p> <p>第六十条の二 〔同上〕</p> <p>〔一〕八の五 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔八の六〕十四 同上</p> <p>〔二〕七 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日の翌日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○総務省告示第百八十一号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第十二条第二項、第十三条第二項及び第三項第二号、第十四条第二項第三号及び第三項、第十五条第二項第二号及び第三項並びに第十六条第二項第二号及び第三項の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月三日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

〔製造所等の保安距離の特例に係る要件〕

第二條の三 規則第十二條第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 令第六條第一項に規定する製造所等（製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所に限る。以下この条において「製造所等」という。）で火災が発生するものとした場合において、当該製造所等に隣接する規則第十二條第一項各号に掲げる高圧ガスその他災害を生じさせるおそれのある物を貯蔵し、又は取り扱う施設（以下「高圧ガス等の施設」という。）が次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該火災の輻射熱により、当該高圧ガス等の施設の外壁又はこれに相当する工作物の外側（以下「外壁等」という。）が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。

ロ 当該火災の輻射熱により、当該高圧ガス等の施設の保安に関する設備がその機能に支障を生じず、かつ、当該施設で製造し、貯蔵し、又は消費する高圧ガス等の温度及び圧力が過度に上昇しないこと。

二 製造所等に隣接する高圧ガス等の施設で火災又は爆発が発生するものとした場合において、当該製造所等が次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該火災の輻射熱により当該製造所等の外壁等が燃焼せず、かつ、当該火災の輻射熱又は当該爆発の爆風圧により当該製造所等の外壁等が防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。

ロ 当該火災の輻射熱又は当該爆発の爆風圧により、製造所等の保安に関する設備がその機能に支障を生じず、かつ、当該製造所等で貯蔵し、又は取り扱う危険物の温度及び圧力が過度に上昇しないこと。

〔製造所及び一般取扱所の空地の特例に係る要件〕

第二條の四 規則第十三條第二項及び第三項第一号の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 製造所又は一般取扱所で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により、当該製造所又は一般取扱所に隣接する建築物又は工作物（第四條の二の四を除き、以下「建築物等」という。）の外壁等が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。

二 製造所又は一般取扱所に隣接する建築物等で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により、当該製造所又は一般取扱所の外壁等が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。

〔新設〕

〔新設〕

(屋内貯蔵所の空地の特例に係る要件)

第四条の二の二 第二条の四各号の規定は、規則第十四条第二項第三号及び第三項の告示で定める要件について準用する。この場合において、第二条の四各号中「製造所又は一般取扱所」とあるのは、「屋内貯蔵所」と読み替えるものとする。

(屋外タンク貯蔵所の空地の特例に係る要件)

第四条の二の二の二 規則第十五条第二項第二号及び第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 屋外タンク貯蔵所で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により、当該屋外タンク貯蔵所に隣接する建築物等の外壁等が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。

二 屋外タンク貯蔵所に隣接する建築物等で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により、当該屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクが、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。

(屋外貯蔵所の空地の特例に係る要件)

第四条の二の二の三 規則第十六条第二項第二号及び第三項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 屋外貯蔵所で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により、当該屋外貯蔵所に隣接する建築物等の外壁等が、燃焼せず、かつ、防火上又は構造耐力上支障のある損傷を生じないこと。

二 屋外貯蔵所に隣接する建築物等で火災が発生するものとした場合において、当該火災の輻射熱により、当該屋外貯蔵所で貯蔵する危険物を収納した容器(危険物を容器に収納しないで貯蔵する場合には、当該危険物)又は当該屋外貯蔵所に設けられた架台が、燃焼せず、かつ、防火上支障のある損傷を生じないこと。

(屋内貯蔵所の架台の基準)

第四条の二の二の四 [略]

(施設に対する水平距離等)

第三十二条 規則第二十八条の十六第二号(規則第二十八条の十九第四項及び第二十八条の二十四第四項において準用する場合を含む。)の規定により、配管は、次の各号に掲げる施設に対し、当該各号に定める水平距離を有しなければならない。

[一 略]

二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない高圧ガスの製造のための施設(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律(令和六年法律第三十七号)以

[新設]

[新設]

[新設]

(屋内貯蔵所の架台の基準)

第四条の二の二 [同上]

(施設に対する水平距離等)

第三十二条 [同上]

[一 同上]

二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない高圧ガスの製造のための施設(高圧ガスの製造のための設備が移動式製造設備(一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第一条第一項

下この号において「水素等供給等促進法」という。）第十二条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けることができる高圧低炭素水素等ガス（同項の高圧低炭素水素等ガスをいう。）の製造のための施設を含む。）（高圧ガスの製造のための設備が移動式製造設備（一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一項第十二号又は液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第九号の移動式製造設備をいう。）である高圧ガスの製造のための施設にあつては、移動式製造設備が常置される施設（貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）及び高圧ガス保安法第五条第二項の規定により同項第一号に掲げる者が都道府県知事に届け出なければならぬ高圧ガスの製造のための施設であつて、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日三十立方メートル以上である設備を使用して高圧ガスの製造（容器に充填することを含む。）をするもの、同法第十六条第一項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならぬ貯蔵所（水素等供給等促進法第十七条第一項の規定により経済産業大臣の承認を受けることができる貯蔵所を含む。）及び高圧ガス保安法第十七条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならぬ貯蔵所並びに同法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならぬ液化酸素の消費のための施設（これらの施設の配管のうち移送取扱所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）三十五メートル以上

三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）第三条第一項の規定により経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。）の長の登録を受けなければならない販売所であつて三百キログラム以上の貯蔵施設を有するもの（当該施設の配管のうち移送取扱所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）三十五メートル以上

〔四〇十二 略〕
十三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画又は同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画において定められている震災時のための避難空地又は避難道路 三百メートル以上

〔十四 略〕
（蓄電池設備の基準）

第六十八条の二の三 規則第二十四条の十二の三第二項第一号、第二十八条の六十の四第二項及び第五項第四号、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号ロ並びに第四十三条の三第三項第二号の告示で定める基準は、日本産業規格の「八七五―二」産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第一部…安全性要求事項」若しくは日本産業規格の「四四四―一」電気エネルギー

第十二号又は液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第九号の移動式製造設備をいう。）である高圧ガスの製造のための施設にあつては、移動式製造設備が常置される施設（貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）及び同条第二項第一号の規定により都道府県知事に届け出なければならぬ高圧ガスの製造のための施設であつて、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日三十立方メートル以上である設備を使用して高圧ガスの製造（容器に充填することを含む。）をするもの、同法第十六条第一項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならぬ貯蔵所及び同法第十七条の二の規定により都道府県知事に届出て設置する貯蔵所又は同法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならぬ液化酸素の消費のための施設（これらの施設の配管のうち移送取扱所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）三十五メートル以上

三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百九十九号）第三条第一項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない販売所であつて三百キログラム以上の貯蔵施設を有するもの（当該施設の配管のうち移送取扱所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）三十五メートル以上

〔四〇十二 同上〕
十三 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条に規定する都道府県地域防災計画又は同法第四十二条に規定する市町村地域防災計画において定められている震災時のための避難空地又は避難道路 三百メートル以上

〔十四 同上〕
（蓄電池設備の基準）

第六十八条の二の三 規則第二十八条の六十の四第二項及び第五項第四号、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号ロ並びに第四十三条の三第三項第二号の告示で定める基準は、日本産業規格の「八七五―二」産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第一部…安全性要求事項」若しくは日本産業規格の「四四四―一」電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに

ギ―貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム―に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム―に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、公布の日の翌日から施行する。